

旧計画的避難区域（飯舘村）で個別家庭向けに無農薬・有機栽培野菜の生産・販売業を営む申立人について、原発事故前の収穫・販売実績がなく、野菜増産計画についても客観的資料が乏しいとして支払を拒否する東京電力の主張を排斥し、申立人の陳述等を根拠に、野菜増産計画に基づく逸失利益及びアスパラガス生産に係る逸失利益が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下、「本件」という。）につき、X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①野菜増産計画に基づく逸失利益 金10万円

②アスパラガス生産に係る逸失利益 金9万円

期 間 自 平成23年3月11日

至 平成24年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として金19万円の支払義務のあることを確認する。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月11日

（仲介委員 山崎司平）